

# 学校給食費に関するお知らせ

## 1 学校再開後の学校給食の開始について

- 再開当初は安全な配膳の仕方等を確認するため、簡易給食の提供とさせていただきます。

期間	対応内容
6月1日(月)・6月2日(火)	給食なし
6月3日(水)～6月5日(金)	簡易給食(パンと牛乳のみ)
6月8日(月)～	完全給食

## 2 学校給食費の納付について

- 給食費は、下表のとおり年間9回(令和2年度は8回)に分けて納付いただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座引落日 (納期限)	請求しません	7月31日	8月31日	11月2日	11月30日
対象月	4・5月分	6月分	7月分	8・9月分	10月分
期別	第6期	第7期	第8期	第9期	追加徴収分※
口座引落日 (納期限)	1月4日	2月1日	3月1日	3月31日	4月30日
対象月	11月分	12月分	1月分	2・3月分	

※「追加徴収分」は、年間給食回数が増加した場合、必要な場合のみ請求いたします。

- 令和2年度においては、学校給食が6月より提供のため、第1期分(4・5月分)の給食費は請求いたしません。第2期分(6月分)から請求いたします。
- 給食費は、口座引落日のお手続きをいただいた**金融機関の口座から、引落しいたします。**(口座引落日のお手続きをされていない方は、「納付書」による納付となります。)
- 引落日口座の新規登録または変更を行う場合は、学校から「仙台市学校給食費口座振替依頼書」を入手いただき、金融機関でお手続きをお願いいたします。登録や変更には一定の期間を要します。

## 3 年間給食費等に関するお知らせについて

- 令和2年度の年間給食費等については、7月下旬にお送りする「学校給食費決定(変更)通知書兼納入通知書」によりお知らせいたします。  
口座引落日のお手続きをされていない方には、年間分の納付書も同封いたします。

## 4 令和2年度における1食あたりの給食費について

- 令和2年度における1食あたりの給食費については、以下のとおりです。

校種	1食あたりの給食費
中学校・中等教育学校	345円

※学校再開後の簡易給食についても通常の給食費と同額をお支払いいただきます。  
差額分につきましては、今年度中の食材購入費の中で調整することとしています。

## 5 給食費の計算方法について

- 給食費は、1食あたりの給食費×予定給食回数により計算します。  
年間の予定給食回数は、年度当初に各学校において、学年ごとに定めています。
- 年度終了時に実際の給食回数が年度当初の予定回数と異なった場合（学級閉鎖等による臨時休業や行事の変更等）は、翌年度4月下旬に、還付または追加徴収についてお知らせいたします。
- 食物アレルギー等により給食の一部または全部を停止している場合は、停止内容に応じた金額が控除されます。控除日が月に1日でも含まれますと、その月のすべての給食実施日から一旦控除しますが、年度終了後に実際の提供状況に応じて請求いたします。
- 市外転出等により、仙台市の給食の提供を受けることがなくなった場合は、事由発生の日以降に給食費の変更についてお知らせいたします。

## 6 納付が遅れた場合について

- 口座引落しができなかった場合（納付書で納付されている方は、納期限までに納付できなかった場合は、引落日（納期限）の20日後を目途にお送りする「督促状」により、金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いいたします。※再引落しは行いません。
- 保護者の方の携帯電話番号へ「仙台市催告センター」から納付のご案内をショートメールにて送信するとともに、納付について電話・訪問等によりご連絡させていただく場合があります。
- 納期限を過ぎますと、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、給食費の額に年3%の割合を乗じて計算する遅延損害金が発生します。（遅延損害金が1,000円未満の場合は切り捨てます。）

■未納が長期にわたった場合、負担の公平性を確保する観点から、法的な措置を含めた対応をとることがあります。学校給食は保護者の皆様にご負担いただく給食費により成り立っていますので、ご協力をお願いいたします。

## 7 就学援助について

- 就学援助制度に認定された場合、認定期間中の給食費は公費負担となりますので、ご本人による納付は必要ありません。
- 就学援助を申請中の方について、認定結果が出るまでの期間における取扱いは以下のとおりです。
  - 昨年度末（令和2年3月31日）時点で就学援助認定を受けており、今年度も継続申請された方
    - ・認定結果が出るまでは、給食費の請求を行いません。ただし、不認定となった場合は給食提供開始日までさかのぼって給食費が請求されます。
  - 今年度初めて申請をされた方
    - ・認定結果が出るまでは、給食費の請求を行います。その後、認定された場合は、認定開始日に応じて還付いたします。

問合せ先：仙台市教育委員会 健康教育課 給食管理係  
電話番号：022-214-0008